

第二十二回国会 衆議院 建設委員會議録第十七号

昭和三十年六月七日(火曜日)

午前十四時四十六分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事 荻野 豊平君 理事 高木 松吉君

理事 廣瀬 正雄君 理事 逢澤 寛君

理事 瀬戸山 三男君 理事 西村 力弥君

理事 今村 等君

伊東 隆治君 大高 康君

薩摩 雄次君 松澤 雄藏君

山口 好一君 仲川房次郎君

有馬 輝武君 小松 幹君

三鍋 義三君 中島 巖君

出席國務大臣 建設大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

建設政務次官 今井 耕君

建設事務官 石破 二郎君

(建設事務官) 建設事務官 (計画局長) 波江 操一君

(建設事務官) 建設技官 米田 正文君

(河川局長)

委員外の出席者

建設事務官(住宅局住宅企画課長) 南部 哲也君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

同日

六月六日

水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

東泉田地内魚野川沿岸堤防の調査に

関する請願(三宅正一君紹介)(第一八六七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本住宅公団法案(内閣提出第六三

号)

住宅融資保險法案(内閣提出第七四

号)

公営住宅法第六條第三項の規定に基

き、承認を求めの件(内閣提出、

承認第二号)

水防法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一二六号)

○内海委員長 これより會議を開きま

す。

日本住宅公団法案を議題とし、前會

に引き続き質疑を行います。

なお住宅融資保險法案及び公営住宅

法第六條第三項の規定に基き、承認を

求めるの件も、一連の住宅政策として

關連がありますので、以上三案を一括

して質疑を行うことといたします。通

告順によりまして発言を許します。西

村力弥君。

○西村(力)委員 日本住宅公団の対象

は、あくまでも勤労者を主体とするの

だと、本會議において大臣も答弁なさ

いましたが、一体この住宅政策におい

て、所得の何%ぐらいが家賃として支

出されるのが正しいことであるか、そ

ういうような研究を、建設省の方にお

いてはやられておるかどうか、収入程

度はどのくらいが妥当であるとお考え

か、お聞かせ願いたい。

○石破政府委員 所得のうち何%を家

賃にさかせるのが妥当かという御質問

であります。実は戦前と戦後により

まして、実態が相当変つて参つてお

と思ひます。御承知の通り、戦前は所

得の一五、六%までは家賃として払う

のが、大体平均の傾向だったと考へて

おりますが、戦後におきましては主食

費、食費等の収入の大部分を占めるよ

うになつて参りまして、戦後の実情は

所得のうち家賃として払います分は、

戦前よりかはるかに低い状況になつて

おります。もちろん、これは住宅の内

容も、戦前よりか相当落ちておるとは

思ひますけれども、いろいろの事情で

そういうことになつております。

そこで、この公団の賃貸につきまし

て、どの程度のものをお客としてお

かというお話であります。実は住宅金

融公団におきましては、すでに賃貸住

宅という制度を始めておるのでござい

ますが、これにおきましては、家賃の

大体六倍程度以上収入のある方には公

庫の賃貸住宅を提供する、こういうよ

うな方針で参つておりますので、公団

につきましても、大体その辺をねらい

としてやつていきたい、かように考え

ております。

○西村(力)委員 この件に關しまして

は、実態調査がそういう關係の方で

きていますらうと思つたのであります

が、一体、現在生計費關係に占めてい

る家賃の比率はどうなつておるか、そ

の件はおわかりございませぬか。わか

らなければ、経済一課か二課あたりの

人に来てもらわなければならぬと思ひ

ますが……。

○石破政府委員 戦前、戦後にわたり

まして、世帯当りの収入額と、大体家

賃として何%程度払つておるかという

統計の調査は、できております。

○西村(力)委員 それでは、簡潔で

けつこうですか、それをお知らせ願

いた。

○石破政府委員 戦前戦後、いろいろ

調査の時期によりまして、対象その他

に若干のズレがあるらうと思ひます

ので、正確にこれを比較して多寡を比

べるというわけには参らぬかと思ひま

すが、大体のところはこれでおわかり

と思ひますので、お答えいたします

と、戦前、つまり昭和十二年から三年

ころのものを取つてみますと、住宅費

として払つておられますのは、収入の一

六・一八%という数字が出てお

ります。それから戦後の二十九年の三

月を取つてみますと、住宅費は収入

の四・五%という数字が出てお

ります。もつとも、これは三月はそう

ございまして、五月になりますと、

五・二%という数字になつておりま

す。

○西村(力)委員 先ほど、公団住宅は

家賃の六倍ぐらいのところを見て

いることと、ございしましたが、実際の

現在の生計調査からいいますと、去年

の三月で家賃の占める比率は四・五%

にしかつていない、こういう実情に

ある。これが戦後十年過ぎた今日の勤

労者の生活のやむを得ない実態ではな

いか、かように考えられるのです。そ

れでありますので、住宅公団も、大体

五%ぐらいの程度に家賃を押しえるとい

う工合にしないと、結局勤労者はそれ

の恩恵を受けられない、かようになる

のではないかと考へるわけですか。そ

うしますと、住宅公団に収容しようとい

う人々は、どの程度の所得階層を見込

んでいるのか。大臣に対してもお聞き

したいのです。勤労者のために住宅公

団をやるのだと、本會議においてもま

ことに能弁に力説せられましたが、一

体どの程度の比率を家賃に占められる

ように見込んでおるか、この点をはつ

きり私お聞きしたいわけですか。私の聞

きたいのは、生計の実態調査は、現在

の勤労者は、家賃に四・五%ぐらいし

か支出できない状態にあるということ

になつておられるが、公団ではどうい

うにその点を考へているか、それをお聞

かせ願いたいと思ひます。

○竹山國務大臣 本會議でも申し上げ

ましたように、公団のねらつておりま

すやう方は、大体従来のいわゆる勤労

者住宅、雇労住宅の方式を中心に考へ

ておりますから、そこで私は勤労者の

住宅を考へているということをお申し上

げたのであつて、そういう方式をその

ままそっくり採つておきますと、同時

に、いつも申し上げるやうに、会社が

頭金を出さないで済むというところま

で積極的計画をいたしておられますか

ら、これによつて勤労者住宅は十分で

き得ると確信いたしておられます。同時

にこれは、雇労住宅等では、御承知の

通り、会社がその社員のために、厚生

施設としていろいろな方法を、その間

においてクッションとしてやられてお

りますから、法律の制度上は、そ

うことは強制はいたしませんけれども、今後当然考えられることでありますし、かたがたこの公団の住宅は十分労働者の住宅になり得る、またそうする考えであります。数字的には官房長から申し上げます。

○西村(力)委員 では、官房長にお聞きしますが、公団住宅の家賃は、大体五千円か六千円の予定だ、こういうお話を聞いているのですが、そうじゃありませんか。

○竹山國務大臣 その点は、いつも申し上げますように、非常な誤解でありまして、五、六千円出せば月賦で自分の家になるものと考えているのと、いろいろ混淆されて世間に伝わっております。五、六千円程度の家賃というふうなことは、初めから考えておりません。

○西村(力)委員 それは幾らくらいを見込んでおられるかということをお聞きしたい。

○石破政府委員 初めに、先ほど私がお答えいたしましたことで、ちょっと説明が足らなかつた点がありますので、補足させていただきます。戦前は戦前の住宅事情は、戦前は貸家というものが相当多かった、戦後は貸家というものがほとんどなくなつてしまつた、そして貸家は大体公営住宅の方がかえつて多くなつております。政府の金を入れて建てたものが多くなつております。それで、先ほど御説明申しました住宅費の中には、単に家賃として払うものだけではない、自分の持ち家に家代として払う分も入っている。そういうものを総合した平均でございます。従つて戦前の住宅費の中には、家賃と

して払う分が相当多かつたのですが、戦後は貸家というふうなものはないとなくなつたような関係もありますので、この住宅費の占める比率が相当下つてきているのだらうと思つております。なお、公団住宅の家賃分の家賃のことでございますが、結論から申しますと、大体四千円程度以内でおさめた、かように考えております。資金の構成もありますし、資金の利息の問題もありますし、そういう関係で、最終的にはきまりませんが、大見当としては、月四千円程度でおさめるように、できれば三千六百円とか七百円程度でおさめたい、かように考えております。

○西村(力)委員 そうしますと、公団でその六倍ぐらいの収入の人を入れるということになりますと、二万四千円ということになりませんが、そういう生活が、今労働者として可能であると思われれるかどうか。二万四千円の収入の者が四千円の家賃を支出して、それに安閑として住まいができるかどうか。六分の一だと何%になるのでしょうか。六計算してみないとわかりませんが、その計算はあとにしまして、実際からいけば、現在労働者が5%の家賃を払つて、現在勤労者が5%の家賃を払つていないのが実態だ、5%しか家賃は払えない、そして5%で四千円という、八万円の月給取りということになるわけです。八万円の月給取りを対象にする公庫住宅だと、私たちがいわざるを得ないようになつてくる。そうでなく、六倍の二万四千円の収入者を対象にするのだといつても、二万四千円の人を四千円の家賃を払つて住まい得るような国民生活になつておると

は、私はとても考えられない。このことからいまして、四千円の家賃ということになると、比率を5%でなく1%と押えましても四万円の月給取りになるのだが、一体国民所得に対する家賃の比率をどの程度に押えておられるか。勤労者にその恩恵を与えるのであるか。勤労者にその恩恵を以て、こういふ公団住宅を計画されておる、これは非常に疑問を感じざるを得ないわけであらう。勤労者に対する恩恵であるというふうなことを盛んに言われますけれども、そういうところから、どうしても私は理解ができないわけなんです。

○竹山國務大臣 私のおらぬときの御質問でありますから私にはわかりませんが、政府は5%を基準にしておるといふことを考えてはおりません。それは社会政策であります。社会政策は、お話の通り5%の家賃だといふことを私もよく承知しておりますが、政府は5%を基準にしてきてはおりません。従つて、現在の資金で最大の努力をして可能な安の家賃に持つていっているといふことを、私は申しておるのであります。従来公庫の産労住宅と大差のないところに行つておることは事実であります。

○西村(力)委員 5%でないといつても、国民生活の生計の実態調査では、去年の三月で四・五%しか家賃を払つていない、こういう実態調査が出ておる。これ以上は負担が不可能なんだといふことを、逆に示しておると私たちはいわざるを得ないわけでありませう。それならば、5%と考へないで何%の程度に押えて計画せられたのか。生計の5%ではいかぬとするならば、あなたの方は何%を見込んでい

らつしやるか、これをお聞きしたいのです。

○竹山國務大臣 いや、私は先ほど申したように、社会政策のように5%とか6%とか、収入から算出した家賃を立ててはおりません。従つて、現在政府の考え得る資金の最大限の努力をいたした上で低家賃に決定させておる、これが政府の考え方でありませう。

○西村(力)委員 そんなことを言つても、5%と考へていないならば、何%に考へているかといふことを言つてもいい。それは精一ぱい安くしてはいい。それは入りなさい、こういうやり口ならば、それでもいいでしょう。しかし、政治をやる限りは、あの諸君が住宅不足で困つておるのだから、あの諸君の階層の者を公団住宅で救済しようといふか、あたたい寝ぐらを与えていこう、こういう目標がなければならぬはずだ。他の家主ならば、おれはこれだけの家だからいれる人は入りなさいといつてお客さん待ちましょうが、そんなことではないはずだと思つておるのです。

○竹山國務大臣 前におきめになりました産労住宅の方式にとつて、産労住宅は、あくまで勤労者の住宅とわれわれも理解いたしておりますから、その方式を原則に立てておると申しておるわけでありまして、何度おつしやられても、パーセントを基準に立てておるのじやありませんから、何%が基準かとおつしやられても、これは御返事申す方法がありません。

○西村(力)委員 御返事を申す方法はないとおつしやりますけれども、一体総理府で、国民の所得調査とか生計実態調査とかさまざまなことをやつてい

るのは、何のためにやるのか。これは正しい政治をやるためにあるべきはずだと、僕は思つておつて、そういうふうな手や足を持つておつて、そういうことに一切かまわずに、何%の住宅費の支出が勤労者の生活に最高限である、これ以上は負担させられない、この程度のことをおれわれは政治の一つの目標として住宅を建てなければならぬのに、こういう考へ方がないんというところは、とても私たちに理解ができない。実態調査は、はつきり四・五%しか出してないという現状が出ておるのです。

○竹山國務大臣 私の申しておるのは、政府として勤労者住宅に最大限の努力を尽すならば、これくらいになり得るものだと申しておるのではありません。従来公庫その他でやつて参りました勤労住宅を、世間もまた現実的にこれは勤労者のための住宅と受け取つておられるのでありますから、ただ平均的な数字をおつしやるから、私は政府の建前は皆さん方の御意見のように収入の何%を基準にして家賃を出すという方式をとつておりませんということをお聞きしたい。

○西村(力)委員 それでは、大臣の個人的な見解でもいいです。勤労者の生活実情は、なかなか御理解がいかないかと思つておるけれども、しかし大臣とせられまして、勤労者は住宅費に大体どのくらい支出をさせてもいられない、最高どこまで負担させても大いけるだらうという、腰だめでもないから、そういう見解はございませんか。

○西村(力)委員 それでは、大臣の個人的な見解でもいいです。勤労者の生活実情は、なかなか御理解がいかないかと思つておるけれども、しかし大臣とせられまして、勤労者は住宅費に大体どのくらい支出をさせてもいられない、最高どこまで負担させても大いけるだらうという、腰だめでもないから、そういう見解はございませんか。

○竹山國務大臣 實際の問題についてということでは、官房長からも数字的に申し上げますし、私からも申しませんが、實際の問題は、国会ですでおきめをいただいた産労住宅が現実におきめをいただきます収入に対する家賃の基準は一〇％というところを押えておるわけでありまして、それを、われわれは一〇％でいいと申しておるのではないのであります、現実がすでにそういうことをやっております、それが世間から見ても勤労者住宅ということで御理解をいただいております、御理解を、われわれは公団において悪くすることなどは、絶対に考えておらないのであります、われわれの考えでおる今度の住宅を勤労者住宅だと申すことは、決して看板に中身を偽りをする考えは毛頭ないもので、すから申し上げておるのであります、大へんえこじに申したのは、私が何％ということをお申しますと、それが政府の考えをいたしたくことの誤解をおそれ申したのであります。なお官房長から、現実の数字については補足して申し上げます。

○西村(力)委員 そうしますと、一〇％という程度に大体押えられておるとしますと、家賃はまだ最後の算定にはならないとして四千円程度、こういう場合に入居しておりますので、四万円程度の収入を対象とする、こういう結論に相なってくるわけです。四万円の収入者という、一般勤労者というよりも、ここに御列席の方々でも、四万円という方はどのくらいいらっしゃるか、一般勤労者の範疇からは、ちよつと上回る人々が多いのではない

だろうか。勤労者というのは、私たちは、ほんとうのプロレタリアというよりは、解雇しませんが、しかし多くの比率を占める勤労者というときには、やはり四万円程度の人だけじゃなく、もつと収入の少ない人、そういう人々が直感的に頭に浮んで来るのではないかと思われるわけですね。そうしますと、一体食費に何ぼ占め、住宅に一〇％占める、こういう場合に、計算していけば、その勤労者の生活はどんな形に相なるでしょうか、お伺いいたします。

○石破政府委員 お話の通り、いろいろ御意見はありましようが、先ほど私がかつと補足して申し上げました、戦前戦後の住宅費に対して、全収入の何％をつぎ込んでおるか、この意味は、単に家賃だけを対象にしたものではありませんが、自分の持ち家の分もいろいろ平均しまして、そうして計算したものでありますから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

住宅費の全体の平均だ、こういうことでございます。そうしますと、やはり直接そういう調査を担当して、お聞きしな官にこへ来てもらつて、お聞きしなければならぬことになると思ひます。これでは、お聞きするの無理があると思ひます。それでありますから、そのことを要求したのでござい

今のお話ですと、やはり低額者は無理であつて、相当の高額所得者をや、低額者は公営住宅五万戸でやるのだ、こつ仰せられるが、今日の何新聞だかにも、三宅晴輝氏が言つておるに、これは民自両党の予算折衝のこつを批評しておつたのですが、その間に、たまたま戸山君へ行つてみますと、公務員アパートがもう厳然とつぱに建ておる、ところが一般庶民住宅というものは投げやりにされておる、そういうようなこともちよつと出ておりました。そういう場合に、あそこに行つてみますと、非常にりつぱな建物があるが、一方には古い、昔の東京都建てた住宅、あんなものがほんとうにごみごみとしてはんらんしておる。それととも、ああいう行き方が悪いというわけじゃないけれども、やはり公営住宅重点の方式を、今やり抜く時期ではないか、こういうことが考えられる。これだけの國家支出をやつていくならば、公営の住宅の方をもつともつと強化する方法が大事じゃないか。月収四万円程度の人々は、住宅金融公庫でやつてもらふ。これはやれないはずはないと思ひます。これくらい余裕がある人なら、おられると思ひます。公営住宅では、もつと低額者を重点的にやつていくのが正しいのではないか、かよう

に思つたわけですね。これは私の見解でありますので、御答弁を求めてもしょうがないと思ひますので、やめておきま

○内海委員長 西村さん、ちよつとお話ししますが、大臣は本日予算の総括質問のために、ちよつと席をはずささせていただきます。この委員会は、明日引き続き開きまして、大臣の出席を求めて審議を行いたいと思ひますので、この際、本日の理事会の申し合せによりまして、日程を追加いたしました。水防法の一部を改正する法律案を議題とし、提案の理由を聴取することをお話ししたいのですが、いかがでございますか。

○内海委員長 それでは西村さん、しばらく御猶予願ひます。さように決しました。 それではこれより本案につきまして提案理由の説明を聴取することにいたします。竹山建設大臣。

水防法の一部を改正する法律案 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。 目次中「第五章 費用負担(第三十二條・第三十三條)」を「第五章 費用の負担及び補助(第三十二條・第三十三條の二)」に改める。 第二條第五項中「水、門」を「ダム又は水門若しくは閘門」に改め、同條に次の二項を加える。 6 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。 7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が起るおそれがあるとき、水防を行ふ必要がある旨を警告して行ふ発表をいう。 第六條第二項中「扶助」を削り、同條の次に次の一條を加える。(公務災害補償)

○西村(力)委員 官房長の御答弁では、先ほどの二十九三年三月の四五％が

○西村(力)委員 官房長の御答弁では、先ほどの二十九三年三月の四五％が

○西村(力)委員 官房長の御答弁では、先ほどの二十九三年三月の四五％が

○西村(力)委員 官房長の御答弁では、先ほどの二十九三年三月の四五％が

○西村(力)委員 官房長の御答弁では、先ほどの二十九三年三月の四五％が

市町村組合又は市町村にあつては  
条例で定めるところにより、その  
者又はその者の遺族若しくは被扶  
養者がこれらの原因によつて受け  
る損害を補償しなければならな  
い。

第十條の見出しを「洪水予報」に  
改め、同条中「中央気象台長、管区  
気象台長又は測候所長」を「中央気  
象台」に、「気象」を「気象等」に、  
「虞がある」と認めるときは、「おそ  
れがある」と認められるときは、「に改  
め、「報道機関」の下に「(以下)報道  
機関」という。」を加え、同条に次の  
二項を加える。

2 建設大臣は、二以上の都府県の  
区域にわたる河川又は流域面積が  
大きい河川で洪水により国民経済  
上重大な損害を生ずるおそれがある  
ものについて、洪水のおそれがある  
と認められるときは、中央気  
象台と共同して、その状況を水位  
又は流量を示して関係都道府県知  
事に通知するとともに、必要に応  
じ報道機関の協力を求めて、これ  
を一般に周知させなければならない。  
い。

3 前項の河川は、建設大臣が運輸  
大臣に協議して定める。  
第十條の次に次の四條を加える。  
(洪水予報の通知)  
第十條の二 都道府県知事は、前条  
第一項又は第二項の規定による通  
知を受けた場合においては、直ちに  
都道府県の水防計画で定める水  
防管理者及び量水標管理者(量水  
標等の管理者をいう。以下同じ)に、  
その受けた通知に係る事項を  
通知しなければならない。

第十條の三 前条に規定する水防管  
理者又は量水標管理者は、洪水又  
は高潮のおそれがあることを自ら  
知り、又は前条の規定による通知  
を受けた場合において、量水標等  
の示す水位が都道府県知事の定め  
る通報水位をこえるときは、その  
水位の状況を、都道府県の水防計  
画で定めるところにより、関係者  
に通報しなければならない。  
(水防警報)

第十條の四 建設大臣は、洪水又は  
高潮により国民経済上重大な損害  
を生ずるおそれがあると認めて指  
定した河川、湖沼又は海岸につい  
て、都道府県知事は、建設大臣が  
指定した河川、湖沼又は海岸以外  
の河川、湖沼又は海岸で洪水又は  
高潮により相当な損害を生ずるお  
それがあると認めて指定したもの  
について、水防警報をしなければ  
ならない。

2 建設大臣は、前項の規定により  
水防警報をしたときは、直ちにそ  
の警報事項を関係都道府県知事に  
通知しなければならない。  
3 都道府県知事は、第一項の規定  
により水防警報をしたとき、又は  
前項の規定により通知を受けたと  
きは、都道府県の水防計画で定め  
るところにより、直ちにその警報  
事項又はその受けた通知に係る事  
項を関係水防管理者その他水防に  
関係のある機関に通知しなければ  
ならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、  
第一項の規定により河川、湖沼又  
は海岸を指定したときは、その旨  
を公示しなければならない。  
(水防団及び消防機関の出動)  
第十條の五 水防管理者は、水防警  
報が発せられたとき、水位が都道  
府県知事の定める警戒水位に達し  
たときその他水防上必要があると  
認めるときは、都道府県の水防計  
画で定めるところにより、水防団  
及び消防機関を出動させ、又は出  
動の準備をさせなければならない。  
い。

第十六條第一項中「他の水防管理  
者、市町村長又は消防長」を「他の水  
防管理者又は市町村長若しくは消防  
長」に改め、同条第三項を次のよう  
に改める。  
3 第一項の規定による応援のため  
に要する費用は、当該応援を求め  
た水防管理団体が負担するものと  
する。  
4 前項の規定により負担する費用  
の額及び負担の方法は、当該応援  
を求めた水防管理団体と当該応援  
を求められた水防管理団体又は市  
町村とが協議して定める。  
第二十條第二項中「日本発送電株  
式会社通信施設」を「電気事業通信施  
設」に改める。  
第二十九條から第三十一條までを  
次のように改める。  
第二十九條から第三十一條まで 削  
除  
「第五章 費用負担」を「第五章  
費用の負担及び補助」に改める。  
第三十二條の次に次の一條を加え  
る。  
(利益を受ける市町村の費用負担)  
第三十二條の二 水防管理団体の水

防によつて当該水防管理団体の区  
域の関係市町村以外の市町村が著  
しく利益を受けるときは、前条の  
規定にかかわらず、当該水防に要  
する費用の一部は、当該水防によ  
り著しく利益を受ける市町村が負  
担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用  
の額及び負担の方法は、当該水防  
を行う水防管理団体と当該水防に  
より著しく利益を受ける市町村と  
が協議して定める。  
3 前項の規定による協議が成立し  
ないときは、水防管理団体又は市  
町村は、その区域に属する都道府  
県の知事にあつてせんを申請するこ  
とができる。  
4 都道府県知事は、前項の規定に  
よる申請に基いてあつてせんをしよ  
うとする場合において、当事者の  
うちその区域が他の都府県に属  
する水防管理団体又は市町村があ  
るときは、当該他の都府県の知事  
と協議しなければならない。  
第五章中第三十三條の次に次の一  
條を加える。  
(費用の補助)  
第三十三條の二 都道府県は、第三  
十二條の規定により水防管理団体  
が負担する費用について、当該水  
防管理団体に対して補助すること  
ができる。

2 国は、前項の規定により都道府  
県が水防管理団体に対して補助す  
るときは、当該補助金額のうち、  
二以上の都府県の区域にわたる河  
川又は流域面積が大きい河川で洪  
水による国民経済に与える影響が  
重大なものの政令で定める水防施

設の設置に係る金額の二分の一以  
内を、予算の範囲内において、当  
該都道府県に対して補助すること  
ができる。  
3 前項の規定により国が都道府県  
に対して補助する金額は、当該水  
防施設の設置に要する費用の三分  
の一に相当する額以内とする。  
第三十四條を次のように改める。  
(第三十七條の規定により水防に従  
事した者に対する災害補償)  
第三十四條 第三十七條の規定により  
水防に従事した者が水防に従事し  
たことにより死亡し、負傷し、若  
しくは病氣にかかり、又は水防に  
従事したことによる負傷若しくは  
病氣により死亡し、若しくはは疾  
となつたときは、当該水防管理団  
体は、水害予防組合にあつては組  
合会の議決で、市町村組合又は市  
町村にあつては条例で定めるとこ  
ろにより、その者又はその者の遺  
族若しくは被扶養者がこれらの原  
因によつて受ける損害を補償しな  
なければならない。  
第三十四條の次に次の一條を加え  
る。  
(報賞)  
第三十四條の二 建設大臣は、水防  
管理者の所轄の下に水防に従事し  
た者で当該水防に關し著しい功勞  
があると認めるところに対し、建設  
省令で定めるところにより、報賞  
を行うことができる。  
第三十五條の次に次の一條を加え  
る。  
(報告及び助言)  
第三十五條の二 建設大臣は都道府  
県又は水防管理団体に対し、都道

防によつて当該水防管理団体の区  
域の關係市町村以外の市町村が著  
しく利益を受けるときは、前条の  
規定にかかわらず、当該水防に要  
する費用の一部は、当該水防によ  
り著しく利益を受ける市町村が負  
担するものとする。

府県知事又は都道府県の区域内における水防管理団体に對し、水防に關し必要な勸告又は助言をすることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第二項中「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条之二 中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬ。

2 中央気象台は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十條第三項の規定により定められた河川について、建設大臣と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬ。

3 第十三条第三項の規定は、前二項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、第十三条第三項中「中央気象台は、前二項の予報及び警報をする場合は」とあるのは、「中央気象台又は中央気象台及び建設大臣は、それぞれ第十四条の二第一項又は第二項の予報及び警報をする場合は」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定により中央気象台が建設大臣と共同して予報及び警報をする場合における建設大臣については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条第一項中「又は前条第一項」を、「第十四条第一項又は前条第一項若しくは第二項」に、「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に、「又は日本放送協会」を、「日本放送協会、建設省又は都道府県」に改める。

第十七条第一項中「高潮又は波浪」を「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第二十三条中「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第二十四条第一項中「高潮又は波浪」を「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第三十七条中「高潮若しくは波浪」を「高潮、波浪若しくは洪水」に改める。

建設省設置法（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「水防の」を「洪水予報及び水防警報に關する事務を管理し、水防の」に改める。

第十二条に次の一号を加える。

四 洪水予報及び水防警報の実施に關すること。

北海道開発法（昭和二十五年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

報及び水防警報の実施に關すること。

○山田國務大臣 たいだいま議題となりました水防法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

本案につきましては、前々から建設委員会の力強い御支援をいただいた経過も持っております。できるだけすみやかにこの水防法の改正をいたすようにと御要求を受けておいたわけでありまして、財務当局との折衝等のために若干おくれまして、ようやくこの程度のところまで提案をいたすことになりました。次第でありますので、おくれいと思います。

わが国が毎年災害により甚大な被害を受けておりますことは、御承知の通りであります。これが対策の一つとして、第五回国会におきまして、水防制度を整備するため水防法が制定されたのであります。今さらにも水防活動の強化をはかるため、洪水予報、災害補償、報賞、費用分担、費用の補助等の規定を整備することとしたのであります。

これが本改正案を提案した理由であります。次にその主要な点について御説明申し上げます。

第一点は、洪水予報の規定を整備することです。現在、利根川、淀川等の重要河川につきましては、建設省及び中央気象台が協力して、水位、流量を示して洪水予報を行なっているものであります。この際、これを水防活動の一環として水防法に規定し、建設大臣及び中央気象台が共同の責任

において的確かつ迅速な予報を行い、水防態勢の強化に資することとしたのであります。

第二点は、洪水または高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、海岸または湖沼については建設大臣が、それ以外の河川、海岸または湖沼で洪水または高潮によって相当な損害を生ずるおそれがあるものについては都道府県知事が、水防活動を行う必要がある旨を警告する水防警報を行うこととしたし、水防機関の出力の強化、効率化をはかることとしたのであります。

第三点は、水防団長または水防団員が公務により死傷した場合における損害の補償につきましては、現在制度的に確立しておらず、わずかに扶助という形で水防管理団体の措置にまかされておるものであります。これを公務災害補償制度に改めることによつて、かかる犠牲者に対する補償を確保し、水防団長または水防団員が後顧の憂いなく水防活動に専念し得るようにしたのであります。

なお、一般住民が水防に従事したことにより死傷した場合に対する補償につきましても、これに準じて所要の規定を整備いたしました。

第四点は、挺進水防に従事することによつて著しい功勞があった者に對し、建設大臣が報賞を行うことができるとし、その功勞に報いる道を開いたことでもあります。

全し、広く公共の安全を保持する上に至大の貢獻をなすものであり、国としても、その功勞に報いることは当然のことと存する次第であります。

第五点は、水防管理団体の水防によつて著しく利益を受ける市町村が、当該水防に要する費用の一部を負担する義務があることを法定いたしましたことでもあります。水防に要する費用は、単に水防を行なつた水防管理団体だけが負担すべきものではなく、従つて、著しく利益を受ける市町村は、応分の負担をなすべきことを明らかにすることとしたし、より広範な規模の水防活動がなされ、かつ近隣市町村の相互協力の精神が發揚されることを期待するものであります。

第六点は、現在予算措置のみでなされておる国庫補助を法定することによつて、國の水防に対する責任と関心とを明らかにし、水防施設の整備促進をはかることとしたのであります。

なお、付則におきまして、気象業務法を改正し、建設大臣及び中央気象台が行う洪水予報について、気象業務の制度上の根拠を明確にするとともに、建設省設置法及び北海道開発法を改正し、洪水予報及び水防警報に關する建設省及び北海道開発省の権限及び所掌事務について所要の規定を整備いたしましたのであります。

以上がこの法律案の理由及びその概要であります。どうぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願いいたします。

○内海委員長 次に、本案につきまして、補足説明を聴取いたします。米田政府委員。

○米田政府委員 たいまい提案理由の説明がございました水防法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明を申し上げたいと思ひます。

まず第二条第五項の改正でございますが、現行法におきましては水防計画の内容として水閘門の操作を定めておくこととし、ダムをそのうちに含めて現実に運用いたしておるのであります。字義上、水閘門のうちにダムを含めて解することは、やや困難でありますので、これを明確にいたしましたものであります。ダム、水門、閘門等人為的操作の方法によつては災害を助長する危険のあるものであることはいうまでもないことでありまして、洪水時において水防上必要な操作と水防との関係をあらかじめ調整しておく必要があるものであります。

第二条第六項及び第七項は、新たに設けたのであります。第六項は、現行法第二十九条の中で規定してありましたのを、条文の形式を整理するため、定義として規定することいたしました。

第七項につきましては、後ほど申し上げますが、本改正法では、建設大臣及び都道府県知事が水防警報を行うこととなつておりますので、その定義を明らかにいたしましたのであります。すなわち水防警報とは、洪水予報、気象予報等の予報により、またはみずからの水位、流量その他河川の状況の判断により、洪水または高潮による災害が起る危険があるときに、関係水防管理団体に對し水防を行う必要がある旨を警告することでありまして、これによつて水防上必要な指針を与え、水防

活動が迅速かつ適期に行われることを確保しようとするものであります。

第六条第二項中「扶助」を削りましたのは、水防団長、水防団員の災害補償の制度を確立いたしましたものであります。水防団長、水防団員が公務により死傷した場合における善後措置につきましては、現行法においては、扶助という名目で水防管理団体の措置にまかせられておるのであります。この際見舞金的人格を持つ扶助をやめ、公務災害補償として水防管理団体の義務としたのであります。補償の基準につきましては水防管理団体が議決したは条例で定めるのであります。または準則を定めまして、国といたしましては準則を定めまして、少くとも消防機関に属する者が受けておる補償と均衡を失わないよう指導いたしたいと考えております。

第十条の改正は、洪水予報に関するものであります。現行法第十条の見出しは「気象予報」となつておりますが、実は洪水予報に関する規定でございます。現在も中央気象台はこの規定によりまして、気象の観測から判断いたしまして、洪水または高潮のおそれがあることを予報し、建設大臣及び知事に通知いたしますとともに、一般に周知の措置をとつておるのであります。見出し及び第一項の改正は、この際実体に即した見出しをつけることもに、字句の整理を行なつたものであります。

第二項は、新たに水位、流量を示す洪水予報に関する規定の整備を行なつたものであります。現在利根川、淀川等重要な河川につきましては、建設大臣及び中央気象台が協力して、すでに

水位、流量を示した洪水予報を行なつておるのであります。この際これを法律上の制度として確立することによりまして、よりの確迅速なる予報を行つるとともに、さらに他の重要河川にもこれを及ぼしていきたくと考えております。水位、流量を示す洪水予報を行つた場合には、河川の状況、上流の水位、流量、実降雨量、予想雨量等を総合的に判断してなされるべきものであります。中央気象台とは共同して行うことといたしては、両者があらかじめ基本協定をつくり、運用に遅滞、そを来たすことのないよういたす所存であります。

なお、予報の結果につきましては、建設大臣及び中央気象台がそれぞれ全面的に責任を有するものであります。第三項は、洪水予報を行う河川の指定でありまして、建設大臣が運輸大臣に協議して定めることとしたのであります。

第十条の二は、知事が、洪水予報を受けた場合において水防管理者等に通知する旨の規定であります。現行法第二十九条は、これと同一趣旨のものであります。指定水防管理団体のみに関するものでありますので、これをその他の水防管理団体にも及ぼすものとすし、かつ洪水予報との関連を明らかにする意味において、水防活動の章に規定したものであります。

第十条の三は、第十条の二による通知により、またはみずから判断して、洪水または高潮のおそれがあることを知つた場合における水防管理者等の通報義務に関する規定であります。これも現行法第三十条にありますが、こ

前に述べたと同一の趣旨により本章に規定いたしましたものであります。

第十条の四は、定義の御説明の際申し上げました水防警報に関する実定規定でございます。第一項は、建設大臣及び都道府県知事の水防警報を行うべき義務と、建設大臣及び都道府県知事が水防警報を行う河川、湖沼または海岸について、包括的にその分野を定め、水防警報を發した場合には、第二項及び第三項の事項の伝達に関する規定であり、第四項は、第一項によりまして建設大臣または都道府県知事が水防警報を行う場合における河川湖沼、海岸についての公示の規定であります。

第十条の五は、水防団及び消防機関の出動に関する規定でありまして、現行法第三十一条と同一の趣旨であります。対象を、指定された水防管理団体のみならず、その他の水防管理団体にも及ぼすこととし、水防警報と出動の関係を明確に規定したものであります。

第十六条の改正は、水防管理団体が、水防のため緊急の必要があつて、他の水防管理団体、または市町村に応援を求めた場合における費用は、応援を求めた水防管理団体が負担する旨を明確にいたしましたものであります。第二十条第二項は、水防上緊急を要する通信のために、建設大臣、都道府県知事、水防管理者等が優先的に利用できる通信施設のうち、日本放送電株株式会社通信施設につきましては、同社にすでに廃止されておりますため、これを電気事業通信施設と改めたものであります。

第三章水防活動の章に、第十条の二、第十条の三、及び第十条の五の規定を設けましたので、これを削除することとした。

第三十二条の二は、水防管理団体の水防によつて利益を受ける市町村の費用負担の規定でございます。洪水または高潮により、一たん堤防が決壊し、またははらんらいたした場合には、おきましては、その及ぶところをわめて広範な区域にわたる場合がしばしばあるのであります。水防管理団体の水防は、単に当該水防管理団体のみならず、他の市町村を利すること大なるものがあります。かかる場合におきまして、当該水防に要する費用を、水防を行なつた団体、水防管理団体のみの負担に帰せしめず、利益を受ける市町村にも負担をさすことは、公平の見地からせむと必要であります。よつて新たに受益市町村の費用負担制度を定め、費用負担の責任を明確にいたすこととしたのであります。第一項は受益市町村の費用負担に関する基本的規定であります。第二項は受益市町村が費用を負担する場合に、その額及び負担の方法につきまして、当事者が協議して定めることとしたのであります。第三項及び第四項は、協議が成立しない場合においては、都道府県知事が、当事者の申請に基づきまして、あつせんをなし得る規定を設けたものであります。

第三十三条の二は、水防に要する費用についての国の補助に関する規定であります。現在国は、予算措置でもつて水防施設に要する費用の補助をなしておるのであります。これを法律上の補助とすることによつて、水防に関する補助の制度を整備し、国の責任と管



理を明確にいたしましたものであります。第二項は、国の補助は、国民経済上、洪水による影響が重大な河川についてなされること、補助対象となる水防施設の範囲は、政令で定めること、補助率は、都道府県が水防管理団体に対し補助する額の二分の一以内とする。等について規定し、第三項では国の補助額の限度は、水防施設の設置に要する費用の総額の三分の一以内とする。ことについて規定いたしましたものであります。

第三十四条の改正は、現行法において、一般居住者が水防に従事したことにより死傷した場合に、扶助金を支給することとしたので、水防管理団体が災害補償をなすべき義務があることを明確にいたしましたものであります。基準につきましては、準則により指導したいと存じますが、大体の考えを申し上げますと、警察官に扶助した災害給付に関する法律の例にならして、給付基礎額を定めて補償するようにしたいと考えております。なお第十六条の規定により応援した水防団員等に対しても、本条の対象となっておりませんが、これは第六条の二によって、それぞれ所属水防管理団体が補償することとしたのであります。

第三十四条の二は、水防に従事した者で、当該水防に著しい功勞があったものに対し、その功勞に報いる報賞の制度を設けたものであります。現在におきましても、水防功勞者報賞の費目から水防犠牲者に対して報賞金を支給してはいたしておりますが、その制度上の根拠を明らかにしたものであります。報賞の具体的な方法につきましては建設省令で定めるのであります。

が、その功勞の程度、献身の程度によりまして、差をつけたいと考えております。特に水防により死傷した方に対しては、相当な金品を交付することを考慮いたしております。

第三十五条の二は、建設大臣及び都道府県知事の水防に関する助言及び勧告の権限を明確にして、水防活動がより強力に運営できるようにしたものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。第一項は、施行期日に関するものであります。公布の日から施行することといたしました。

第二項は、気象業務法の改正であります。気象業務法の気象業務に関する基本的制度に関する法律であります。測、気象、地象、水象等に関する観測の権限及び責任並びにそれらに関する制度を定めたものであります。今回の水防法の改正によりまして、水防活動との関連において、水防活動の利用に適合する洪水予報の規定が整備され、建設大臣が中央気象台と共同して行う洪水予報の規定が設けられました。洪水予報の制度の観点から規定している気象業務法を改正する必要性を生じたのであります。

まず同法第十三条の改正についてであります。現在中央気象台は、第十三条第二項の規定により、洪水について、主として気象の観測により、一般の利用に適合する予報及び警報を提供することができるとなっております。ありますが、洪水の影響及ぶところが甚大であることにかんがみ、中央気象台が行わなければならないこととした

し、所要の改正を行なったものであります。

第十四条の二は、水防活動の利用に適合する予報及び警報の制度に関する規定であります。これはさきに述べました通り、本条は水防法第十条に対応する規定でございまして、第一項は、水防法第十条第一項に対応して中央気象台が行う高潮、洪水等の予報及び警報について、第二項は、水防法第十条第二項に対応して、重要河川について中央気象台が建設大臣と共同して水位、流量を示して行う洪水の予報及び警報について規定したものであります。第三項は予報及び警報をする場合における周知措置について、一般の利用に適合する予報及び警報等、同一の措置をとる必要がありまので、第十三条第三項を準用したものであります。第四項は、気象業務法によりまして、中央気象台以外の者が予報業務を行う場合には、第十七条の規定により運輸大臣の許可を要することとなっております。また中央気象台以外の者が警報を行うことは、第二十三条の規定により禁止されてはいるのでありますが、建設大臣が水防法及び気象業務法に基いて、洪水の予報及び警報をする場合には、当然のこととして適用がない旨を宣言いたしましたのであります。

第十五条の改正は、水防活動の利用に適合する予報の性格上、警報事項を通知す相手方に、建設省及び都道府県の機関を加えたものであります。

第十七条、第二十四条及び第三十七条の改正は、第十三条の改正に伴い、字句の整理を行なったものであります。次に附則第三項は、建設省設置法の

改正であります。建設大臣が洪水予報及び水防警報を行うこととなつたため、建設本省及び地方建設局の所掌事務に、規定の整備を行なったものであります。

さらに北海道におきましては、北海道開発局が建設省の事務を分掌することとなっておりますので、北海道開発法を改正し、洪水予報及び水防警報の実施は北海道開発局が所掌し、建設大臣が主務大臣としてこれを監督することとしたのであります。

以上が本法案の内容でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御議決あらんことを切望いたします。

○内海委員長 それでは緊急質問のみを今日はお許しすることにいたします。西村さん。

○西村(力)委員 去年でしたか、小沢建設大臣が水防服を着て伊豆に行つている写真を見ましたが、私は非常に哀れを感じたのです。結局治水予算の貧困といつては、あんな水防服を着て伊豆に行つておられる状態になるのはないか、こういうような悲観的な観測であつた。お聞きしたいのは、間もなく川が荒れる時期も来ますので、この法律案を提出せられて、いつごろまでこれを上げてもらいたいと思つておるかということでありまして、その点はどうですか。

○今井政府委員 もう雨季も迫つておりますので、一日もすみやかに一つ……。

○内海委員長 本案に關しまする質疑は、次会に譲ります。

○内海委員長 それではもとに戻りまして、住宅三法案につきまして質疑を

続行いたします。官房長の答弁があり

○石破政府委員 答へいたします。營繕職員一人当りの程度の工事量を見込むのが適当かという御質問であります。もちろん職員一人当りの消化量は幾らである、従つて幾らの事業量があればどれだけの職員を置かなければならぬというのが出てくるわけではございませんけれども、御承知の通り、国の營繕事業というものは、毎年々々消長がございまして、それに應じて營繕の職員を毎年々々動かすというわけには参らぬと思つて、従いまして、ある程度の基幹要員というものは、考へておかなければいかぬと思つておきまして、事業の少いときは若干ひまになる、多いときは少しはやはり働いてもらつてというようなやり方をする以外にはなからうと思つて。

そこで、現在の定員というやうなものが、戦後どういふふうに移り変わつておるか申しますと、昭和二十七年ごろまでは、營繕職員は大体千人をちよつとこえる程度でございました。その後数回にわたつて、安全保障諸費に基く工事のためと、さらに防衛庁の工事のために増員をして、現在千六百七十名ばかりの職員になっておられるのであります。ところが、御承知のごとく、安全保障諸費に關する事業も、三

十年度においてやりますのは、二十九年年度においてすでに工事の契約をいたしましたもので、繰り越しになりましたものを監督する仕事だけしか、もうないわけでございます。また防衛庁の工事については、大差ありません。そういう

七

うような関係で、今年の実際の事業の消化の量と、去年の事業の消化の量とを比較してみますと、事業の量の方では約三割減つて参っております。職員の方は、千六百七十六人でござい

ますか、それから二百二十名引くわけでございます。これは二割にも当らない、一割ちょっと程度だと思いま

す。私もどなたもいたしましては、できれば多くの者を常用的に置いておきまして、少しは仕事が増えたりおきまして

も、その間それそれ研究なり何なりでやっていたらと思ひます。けれども、何分このふえましたのが、最近安全保障諸費のためと防衛庁工事のため

に、一時的に、いわば臨時職員とでも申しましょうか、そういうような意味

でふえたので、その仕事が増えるということになりますと、どうしてもこれは整理しなければならぬ、かように考えておるわけでありませう。

○西村(力)委員 それは、事業量の縮小あるいは拡大、それぞれに伴って事業担当量というものが変わってくることはあるでしょうけれども、大体の基準

というのがあるのじゃないだろうか。理論的にいかにしても、経験からい

いまして、大体の基準というのはい

いまして、大体の基準というのはい

か考えられないわけでございます。ところが、事業が三割減じたといいまし

ても、去年の建設省の管轄局職員の勤務状況を調べてみますと、所によって少しは違ひますけれども、大体

月平均十五時間程度の超勤をやっている状況なものであります。この十五時間

の超勤というものは、職員が正規に勤務した場合の何割に当るか。週四十時

間なら四十時間としまして、これはどのようになるのでしょうか、計算しない

とわからないのですけれども、これだけのことをやっておるのであります。この超勤の解消ということを見込んで

くれば、事業量の三割減というものは誤まりではないかというふうな工合に

も考えられるわけですか。その点はどんな工合でありませうか。超勤という

ものは、勤務の形態としては、これは正常なものではない、超勤を全面的に

解消するという方向に定員の配置がいかなければならぬのじゃないか、かように思

うようなこともありますし、総教として

は相当あつても、やはり超勤とい

うようなことは起り得る場合もあるの

でございまして、一律に、超勤がある

からその超勤が解消するまでは人員整

理をしないといふふうなふうにも参り

かねると思ひます。

○西村(力)委員 なおお聞きしたい点

は、整理をする考えの基礎、これが事

業量が減つたから減らすのだと、この

なものは、どきつと固まつて大きな金

を食うわけでございますが、こういう

ようなのは、小さな工事が分散するの

に比べると、人手は非常に減るとい

うようなことになりませう。そういう関係

で、いろいろの関係がありませうので、

これですぐ結論をお出し下さいませう

とにつきましては、御検討願ひたいと

思ひます。一応の数字を申し上げま

す。二十六年度におきましては一人

当たり六百九十九万、二十七年は七百

万、二十八年は八百九十九万、二十九

年度は九百九十九万、三十年度はこ

こに計算して持っておりますけれども、

も、下るものと考えております。

○西村(力)委員 私、この間全国的に

有名になつた上山市に行つて、土木課

に行つてやつたのでした。あそこは

一人当たり約九十万、それをその通り

のまま比較しようとは思ひませぬ。今



います。また本省にいたしましたも、予算時期でありますとか、国会等になりますれば、人が多くても少くても、超勤という問題は当然起るだろう。こういうような関係で、超勤というものは人の多い少いにかかわらず、やはり起るだろうと思ひます。

なお、三十年度の事業の一人当りの消化見込みでございますが、一人当り九百万円という、二十九年よりかはるかに下る八百万円ちょっと程度になるのじゃないかと見当をつけておりますが、しかもこれは二十九年消化予定の百三十数億というもののうち、相当部分は二十九年においてすでに契約したものが入っております。そういうような関係がありますので、ただ単にこの数字だけをあげても、いろいろ問題があるかと思ひます。

○西村(力)委員 去年は九百万、今年八百万と、そのときそのときによって変るのですが、今年人員整理する段階になったならば、予算の増減によつて負担が變つたとしても、このたびの人員整理をやるといふ、こういう重大な問題をやる場合には、幾らくらいの担当量にすることが、建設行政を有効にスムーズにやるために適當であるかという見当がないといふことは、私としては遺憾に思へてならないわけです。その点、どうしてもやっぱりなのかどうか。ほんとうはあるんだけれども、それは言えないのかどうか。どうでしょう、官房長これは正直なところを一つ言つてもらいたい。

○石破政府委員 もちろん、いろいろ検討はいたしておりますけれども、科学的に、一人当りの事業の消化量とい

うものは何ぼが適當だといふことは、出ないと思ひます。

○西村(力)委員 私は、科学的よりも、経験的に出るのじゃないだろうか、こういう考え方を持っておるのです。長年ずっとやってきました、仕事のでき具合とか、あるいは職員、先ほどから申しましたような工合に勤務があまりに過重であるかどうか、そんないろいろな点を考慮しまして、経験的に出てくるのではないかと、こういう工合に思ふのですが、こういうのはやはりしるうとの愚論でありましょうか。

○石破政府委員 今度予定しておりますような仕事の量が、大体、経験から申しまして適正じゃないかと思ひます。と申ししても、やはり一番先に申し上げました通り、こういう役所というものは、その仕事の多寡に応じて厳密に増減をしていくということに思ひます。仕事が相當減りました、一人当りの消化量も減りました、相當の基幹要員といふものはやはり持たしておいていただかなければならぬ場合もありましょうし、従ひまして、その反面少しは仕事があましても、やはり勉強していかなければならぬといふような場合もあるかと思ひます。先ほど一番先に申し上げました通り、昭和二十七年ごろは、營繕の職員といふものは約千名でございました。戦前はこれよりはるかに少かつたのでありますが、營繕だけにしますと、まあ大体私どもは経験から申ししても、この程度でいいのじゃないかといふふうに考へております。

なお、勤務の状況でございますが、絶對的に勤務が悪いとかどうとかい

問題は別といたしまして、ほかの土木等と比べまして、營繕が従来より特に勤務が過重であつたとは、私は考へておりません、大体同じような勤務の状況であつた、かように考へております。なお、地方建設局の方はよくわかりませんが、本省だけについて申し上げますと、ほかの局に比べてまして營繕が特に忙しいといふことはありませんから、この点は御了承願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 それではこの二百何名という人々は、官房長の方でも住宅公団にその道を開きたい、いよいよ整理を求めてしまつたら、そこにまた活躍を求めたいと、それらの対象者も考へておるだろうと思ふのですが、この住宅公団の職員の立場は、一体どういふ立場なんですか。公務員とかあるいは電電公社のように公社の職員、それに住宅公団では住宅公団の職員もある、公団の職員もある、いろいろ出てくるわけですが、私が聞きたいのは、これは公団の職員、公団の職員と差があるかどうかという点です。その点が一つ。

それとともに、職員が公団に行つてからまた建設省に帰つてくれれば恩給がつかぬが、こういうことを聞いておりますが、一体そういう建設省に帰つてくるめどというものがどれほど確実性を持つものであるか、その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○石破政府委員 營繕の整理予定職員二百二十名が公団に全部就職してくることを私どもは希望いたし、またそのように努力いたしたいと思ひます。昨日も申し上げました通り、公団の職員は公団の總裁が任命するわけで

ございまして、公団としては、その必要な職員を必要な方面から採用するといふことしか申し上げかねると思ひます。ただ、われわれとしては、従来建設省に奉職しておつた者でございまして、公団に参りまして十分働けるものと考へておりますので、就職あつせんについて十分の努力をしたい、かように申し上げておるわけでありま

なお、公団職員の身分であります。公団の職員でございますが、公団の職員は一般民間人であり、公務員ではないと考へております。ただ、公務員身分が刑法の適用につきまして、公務員と同様に扱われるといふ点であります。さらにもう一点違ひますのは、國なり地方公共団体の職員で恩給、給格たえれば恩給は十七年で恩給受給資格が出るわけでございますが、そのうち二年とか三年とか十年とか勤めたる程度実績を持つておる人が公団に参りまして何年か勤める、そうして、さらに政府の行政機関なり政府機関あるいは地方公共団体に参りました際には、その間公団に勤めた期間が、役所に勤めておつたと同じように通算される、こういう点が違ひと思ひます。

なお、この公団に参りました職員が、役所なり地方公共団体にどの程度雇はれるか、私どもは尋ねてございまして、できる限りもう一べんもとの役所なり地方公共団体の方に復職できることを期待いたしておりますが、これは、ただここで私どもがいろいろ言明いたしまして、そのときの責任者の考へで、いかように取り計らつてくれる

かわかりませんので、ここでは私どもの言明を差し控へさせていただきますと思ひます。しかし、實際問題としては、できるだけそういう人はもう一べんもとの職場に帰して恩給の關係が円満にいけますように取り計らつてくれることを期待もいたしておりますし、そのときの責任者も、おそろくそうしてくるかと考へております。

○有馬(輝)委員 今の質問に関連して、二点ほどお伺ひいたしたいと存じます。

今、官房長は、住宅公団との關係で、身分的な問題については、公団の總裁が採用するのだから、自分たちとしては努力するのだけれども、それをほつきり受け合ふことはできない、こういうような意味合いの答弁をされたのであります。この点につきましまして、せんだつて内閣委員会におきましては、建設大臣の方からはつきりとした答弁があつたはずでありますけれども、やはりそこら辺については、今も、やはりその事務當局としては、きわめて疎漏のない答弁がもしもせんけれども、やはり身分的な問題でありますから、そこら辺については、營繕の諸君が安心するような形で、大臣が内閣委員会でそういう形での答弁をしたのなら、ここでまたそれをさもやとさせらるような答弁といふことじや、工合が悪くなると思ひます。その点について、いま一度はつきりとした御答弁をいただきたいと存じます。

それからいま一つは、先ほど一人当りの仕事の消化量の問題につきまして、昭和二十七年以来の消長をある程度御説明がございました。昭和二十七年には、大体一人当り七百餘万円ぐら

いの仕事をしておられて、その後二十八、九年に仕事がおえて、相当量の仕事になってきております。それがまた駐留軍関係の仕事がなくなったので、今度仕事が減ったからある程度の人員整理はやむを得ないのだというようにお話がございました。そうして、その間に、西村委員の質問に対して、基準量というものはどの程度なんだという点についての、数字の上での御答弁はなかつたのであります。が、しかし、昭和二十七年ごろが一応ノーマルな形じゃなかつたか、今年駐留軍関係の仕事は減ったかもしれませんけれども、そのころに比べてますと、相当量の仕事をかかえて、先ほどお話がありましたように、超勤その他で無理をしておる状況が出ております。たとえば九州関係の仕事で、まだこちらの計画が終らないのに、現場に人夫の人が行って、もう仕事を始めておるといふ状況があつたといふことも、ちらほら聞いております。そういう点、もちろんこれは計画のそこからそういう事態が起きたのかもしれませんけれども、しかし、超勤なり何なりというものが慢性的になつておる状況、労務過重になつておる状況というものは、おおい得ないと思つております。そういう点について、仕事が減つたから簡単にこれだけの人員を整理するんだ、そういう御説明では、やはり私たちとしては納得できたいものがあるわけでありまして、事務当局から、はつきりとこれくらいの消化量が基準なんだからとこういつた形で、仕事が減つてきたからこれだけの人員を整理するのだという御説明があつて、初めて納得し得るのであつて、こちら辺について、いま一度事務

当局としての御見解を伺いたいと思つて、

○内海委員長 この問題は、おそらくこれは小松君あるいは西村君や今の有馬君だけの懸念ではないと思つて、おそろく建設委員全体に対して、毎日おさが舞い込んで、そうして出血のないようにみな要望してきております。ですから、この間の事情について、もつと納得のできるような懇切な答弁を希望しておきます。

○石破政府委員 營繕で行政整理される職員を公団に就職させることに關する御質問であります。先ほど申し上げましたことに、別に足すべきことではないと考へます。つまり、理屈から申しますと、私がさきに申し上げました通り、公団の總裁は公団に必要とする職員を採用するわけでありまして、これを裏を返してはつきり申し上げます。公団の總裁が、各省の行政整理においてのみ出した人間だけを採用了といふようなことになりまして、公団の仕事も満足にできないと思つて、また世間もそういうことを許すはずはない。従いまして、公団の總裁は、あくまでも広く人材を求めて、そうして公団の職務遂行に支障のないようにするに、これはだれしも違ひないと思つて、ただ実際問題としては、營繕に長年勤務しておつた者は、公団の職にも適當する者が大部分であろうと思つて、これらの者の配置転換につきまして、建設大臣としてもあらゆる努力を払いたい、かように申し上げたのだらうと思つて、

なほ、營繕の一人当り工事消化量がどの程度が適正かという点につきましては、正直に申し上げまして、科学的

根拠と申すべきものはないと思つて、御承知の通り、官庁營繕をやつておりますのは、建設省が一番多うございまして、防衛庁、郵政省その他各省の役所の仕事の消化量を比較して、極めて、極端にいいますと千差万別でございます。建設省は、やはり人数もそろえておりますし、また有能な職員もおる関係でありまして、また仕事の性質もございまして、消化量はほかの役所に比べてやはり高うございまして、それも事実でございます。ただ、去年に比べて相当、三割程度も事業費が減つております。しかも、三十年代に消化予定の事業の中には、すでに前年契約もしてしまつたような工事の監督だけの業務というふうなものも入つております。さらに来年は、前年二十九年度から三十年代に繰り越しになりました安全保障費に基く仕事もゼロになると思つて、また防衛庁の工事も、今後そうふるものとはわれわれ期待いたしておらぬのであります。従いまして、科学的にどの程度が適當かといふことは、やはり経験的に見まして、大体この程度がいんじやないかといふところで御納得いただくよりほかにならうと思つて、

○有馬委員 私は、何も科学的に出せといふことを申し上げておるのじやなくして、先ほど西村さんからもお話がありましたように、経験とそれから他の營繕との比較といふことが、一つのめどになるのではないかと思つて、また昭和二十七年ころが一つのノーマルな状態であつたと見ますと、それ以後仕事がおえた、それと比較でものを考へてしかるべきではないか。たとえば、この衆議院の營繕で

は、一人当り百方くらいの仕事をして

おる、あるいは国立国会図書館の建築部では二百方くらいである。多いところでも、厚生省の医務局の整備課で六百四十方くらいの仕事をしておる。ところが、建設省では一千万を越えておると思つて、こゝろいった関係から見ると、どこか辺がノーマルな状況であるかといふことを考へていただいた上で、整理についても考へていただかないと、ただ、仕事が減つたから、少くともその仕事を二十七年から仕事がおえて、そのための人員もふやした、これはやはり一つのめどがあつてふやされたのだらうと思つて、ただ、科学的には出せないから、そうして仕事がなくならうといふことで、簡単に整理していくといふような形は、私は避けていたしたいと思います。今度行政機関職員定員法の一部改正法律案で、四千名くらいの人々がほかの省庁ではふえております。これはやはり仕事の内容が考へられた結果が、そうなることであつて、内閣として今度きておるのであつて、内閣として今度あくまで人員を整理しなければならぬといふ一つの基本方針があつて、理屈抜きに整理していかれる過程ならともかくとして、ほかの省庁ではふえておるところが建設省だけ、そういう状況の中に置かれておるのに減らしていかうといふ形については、たとい住宅公団の問題がありまして、定員法自体の問題として私は納得できたいと思つて、この問題として、これ以上押し問答いたしましたもあれですけれども、先ほどの官房長の第一点の質問に対する答弁は、それは事務当局として、きわめてすきのない答弁かもしれ

れませんが、問題は、そういう答弁をこの委員会においてなされるのを營繕の諸君が聞いたら、どう思ふかといふことなんです。公団の問題は公団の總裁がするんだ、それはきわめて当りまえのことでありまして、しかし、やはりそこにはいさし少くも、情のあるところの答弁を求めて私は御質問を申し上げておるのであつて、そこら辺について、こゝろであつて先ほど繰り返された答弁に修正を求めませんけれども、私たちが、先ほど委員長からもお話がありましたように、建設委員全部が考へていることを十分のみ込んだ上で、この問題については処理していただきたい、このことを希望として申し上げておきます。

○西村(力)委員 昭和二十六年以降の一人当りの担当量をずつとこうやつてみますと、時によつてはよけいに負担したり、時には少しゆるやかな場合もあつたといふようなことを認めたいにして、その単純平均をずつと出して、今度と七百五十万くらいになる。そうしますと、今年の七百五十万が基準で、大体予算によつてはそれよりも少くなる場合がある、あるいは努力して、もつと出る場合があるといふような場合になりまして、そこら辺、七百万円くらいをめぐらして、ということも考へられる。実際にい

かと思つて、かゝるに七百万平均、そのように出たといふ場合に、今度の事業量は人員を減らさない程度で平均が七百万程度に出るのだから、やはり減らしてはいかぬのじやないかといふことが、私の経験から出て来る。今ずつとお話をお聞

きしてるところからすると、そういう工合に出てる。そうだったら、そうしてくれたいんじゃないかと思ふのですが、どんなものでございましょうか。あくまでも整理するのが正しいとするならば、相当の事業分相量になりまして、結局うまくいかないのじゃないか。経験から言っておりましたので、やってみますと、七百万そこそこぐらいの程度がいいんじゃないか、こういうことが出てくるのです。いかでございませう、そういう工合にはお考えできないでございませうか。

○石破政府委員 私も仕事の中身がよくわかりませんが、本年の管轄の事業の消化量総額は約百三十億見当を予定しております。そのうち前年度からの繰り越しといいますが約八十億、これはすべて契約も終了請負もきめまして繰り越されたものが、その程度を占めております。従いまして、昭和三十年におきます事業の一人当りの消化量というものが、昭和二十六年程度よりも減っておりますと申しまして、あなたがその数字だけで今年の仕事の量が多いとか少いかは言いがたぬと思ふ。私は、仕事をやる際に、請負師を決定するまでの仕事の量、それから請負仕事を決定した以後の監督の業務、その人手を食う比率など、詳細に存じてはおりませぬけれども、この程度がいいのじゃないかと思ふ次第でございます。

なお、公けの席上でございまして、はばかっておりましたけれども、将来仕事の量が非常に減りまして、かりに一人当りの仕事の消化量が五百万とかいうことに落ちる場合があります。

でも、その際もやはりある程度の職員はぜひ置いていただきたいというようにお願ひしなればならぬ場合もあるかと存じます。そういうような関係がありまして、私から申しますと、今年はそうひどい仕事の消化量とは思いませんけれども、この程度管轄の職員がやっていたら、またそういうことで無理をしていたら、またそれは、将来案になっても、ある程度の定員は保有させていただくことをお願ひするといふような方法でやっていますか、かように考えております。

○西村(力)委員 建設省から住宅公団の職員に出た人々は、将来建設省に復帰するといふようなことが相当優先的なものとして保障される、こういうことが必要だと思ふのですが、その点は無理して住宅公団に行つてもらつたのだから、あるいは長いこと建設省におつたのだから、復帰のときも相当優先的に考えてやろう、そういう考えやろうという程度にとどまるものかどうか。公団に行けば公務員でなくなる、組織体として別なものであるが、その職員は純然たる民間職員と違つて、法制上の制約を受けて勤務をしておる、また国の方策に対する直接的な業務に携わつておるという点から、建設省に帰りたい、あるいは建設省に人員を必要とするという点から、省が出た場合に、今言つたような公団職員のある程度の制限という点から、優先的に復帰することが保障されるような工合になるかどうか、その点をお聞きしたいわけでありませう。

○石破政府委員 理屈を言つと、いろいろございまして、あまり大きなこと

も申されませんが、管轄の職員も安心し、また委員の各位も御安心願ひされるような措置を講じたいと考えております。

○西村(力)委員 これは次官にお聞きしますが、建設省の将来のあり方について、大臣なり次官なりという人々は、省内の意見なり何かをそれとなく察して、どういふ方向をとつていられるか。建設省は直接事業そのものをやらないでいこう、将来はそういう建設省の形にしていこう。管轄などという直接事業を担当するといふようなことをやめて、予算の獲得なりその配分なり、そういう方面だけに進もうとするのか。これは大臣にお聞きしたいと思つておつたのですが、次官もその点に対する考えがございしたら、お述べ願ひしたいわけでは。

○今井政府委員 国として必要な方面につきましては、やはりこれを減らすというふうなことをし、そのときの事情に応じて現在のような方針を進めていきたい、かように考えております。

質問によりましてその後私ども内容を調査いたしましたのでありますが、この補助予算の金額は、未執行になつております分が約七千万円程度あつたかといふふうな存じておりますが、この委員会で御質問になりました御疑念があつたと推測されます点は、その七千万円が一括しまして三十九年度に繰り越したなつております。繰り越されませんでした手続といたしましては、私ども内容をよく検討いたしました。これは新たに予算の上で一括繰り越しを規定されておりますので、その手続に従いまして、そのまま一括繰り越しを大蔵大臣と協議の上で決定してもらつたわけでありませう。問題は、何ゆゑに二十九年度の予算を二十九年度内に執行できずして三十九年度に繰り越されたかという点にかゝるわけでありまして、その点は、私ども詳細に検討いたしましたのでありますが、要するに、これに對しましては、相当大量の新規の水道事業に対して補助予算を決定しては、いよいよ、厚生省並びにわれわれもその協議にあずかつておられますが、新規事業個所の要求を大蔵省に提出をいたしております。実は、二十九年度全体の事業予算の執行といたしましては、新規個所については、できるだけ制約をするという基本的な考え方がございまして、これは公共事業においてもやはりその方針がある程度貫かれておりますが、同様の意味合いにおきまして、水道事業の補助についても、新規個所はできるだけ制約したいというふうな考え方があつたと実は推測されます。さういふ関係から、提出しました新規個所を全面的に承認することは、なかなか困難であるという関係等がございませう。

○瀬戸山委員 きょうは大蔵省におられませぬけれども、ちょうど計画局長が見えておりますから、前々回の委員会でお尋ねしたのですが、そのときは、大臣はまだ何も御存じなかつたから、次の委員会でそれをどうするかということをお尋ねしたいと言つておきましたので、この際計画局長から答弁できたら承りたい。

○濠江政府委員 この前御質問がございまして、答弁を保留いたしておきました問題は、二十九年度の水道の補助予算の執行についてでございます。御

して、これを一括個所の決定を三十九年度に持ち越す運びに至つた、かようなことになつておるわけでありませう。さういふ二十九年度予算を三十九年度まで新規個所の選択の方針が両省間に一致しなかつたといふことでありませうが、さういふに延び延びになつた結果は、私どもとしましては、まことに申しわけない次第と考へておりますので、できるだけ次期と考へておきますので、できただけすみやかに大蔵省との話し合いをつけまして、新規個所の決定に對する補助予算の執行を、すみやかにつけて御期待に沿うようにいたしたい、かように考えております。

○瀬戸山委員 詳しいことは、もう言ふ必要はないのですが、二十九年度の年度末に四十五カ所を認めようといふことで、民主党の政調会が中に入つて、一応それは内定したのである。内定したが、ちょうど年度末であるから、もうどうしても間に合わないから、繰り越して、年度初め早々にそれを実行に移そう、こういうふうなことになつて、地方の四十五カ所の関係公共団体はそれを期待して待つておつた。ところが、すでに六月になつておつた。私が質問したのは五月でありました。さういふふうなことで、われわれが国会で審議をし、予算を決定しても、約七千万円ぐらいのものをできないやうな人たちはやめてもらいたい、とまで、私はこの間極論した。それで次の機会と申しましたが、一つ委員会を飛ばしまして、きょう特にそれを念を押しておく。責めるわけではありませぬが、さういふようなことで、せつなく国会で議決した昭和二十九年度の予算が、今日もなお方法がつかないといふ

からぬことだと思っておる。今、すみやかにとおっしゃったが、この間大蔵省の原主計局長も、すみやかにやるという話でした。当然のことであつて、すみやかにやっていたら、ということをお願いして、私の質問を終わります。

○内海委員長 以上三案に対しまする残余の質疑は明日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和三十年六月十日印刷

昭和三十年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局